

負担軽減対象者とその負担限度額

下線は改正部分

(単位：円／日額)

利用者負担段階※1	認定要件の基準		負担限度額					
	所得の状況		居住費等				食費	
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※2	多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者	単身： 1,000万円以下	820	490	320 (490)	0	300	300
		夫婦： 2,000万円以下						
第2段階	世帯 市民税 非課税 世帯 分離の 配偶者 を含む が	合計所得金額と年金収入額の合計※3が年額80万円以下	820	490	420 (490)	370	390	<u>600</u>
単身： <u>650万円以下</u>		夫婦： <u>1,650万円以下</u>						
第3段階①		合計所得金額と年金収入額の合計※3が年額80万円超、 <u>120万円以下</u>	1,310	1,310	820 (1,310)	370	<u>650</u>	<u>1,000</u>
単身： <u>550万円以下</u>		夫婦： <u>1,550万円以下</u>						
第3段階②	合計所得金額と年金収入額の合計※3が年額 <u>120万円超</u>	1,310	1,310	820 (1,310)	370	<u>1,360</u>	<u>1,300</u>	
単身： <u>500万円以下</u>	夫婦： <u>1,500万円以下</u>							
第4段階	上記以外の方（課税世帯）		※利用者の負担となる居住費等及び食費の額は、各施設との契約により決まります。金額は各施設にご確認ください。					

※1 所得や世帯の変更があると、利用者負担段階が変わることがあります。

※2 () 内の額は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用する場合の額です。

※3 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額です。